

■提案「起業型緊急雇用創造事業」の創設を提案 (宮城県登米市の起業型緊急雇用創造事業(起業型)を参考)

1. 目的

コロナ禍にある地域の雇用・就業情勢が厳しい中で、離職・失業した人々を対象に、雇用機会を創出するとともに、地域のニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける。

2. 事業概要

(1) NPO法人、一般企業などが自治体との委託契約に基づき、コロナ禍等による失業者を雇用し、事業者が新規に開業を行う、もしくは雇用した失業者が起業(在宅ワーカーを含む)するために、研修や受託事業所外での研修受講、及び資格取得などに向けた機会を提供し、期間中もしくは期間終了後に起業または期間終了後も地域づくりに資するような起業へ向けて事業を継続して実施するものとする。

(2) 事業期間：契約締結の日から1年間とする。

(3) 事業実施方法：市と事業者との委託契約とする。

3. 雇用者及び実施要件

(1) 雇用者数：10人以上

(2) 実施要件

ア コロナ禍等により離職・失業した者を雇用し、就業や起業するための資格取得に向けた機会を提供することにより、機関中もしくはは期間終了後に起業、または期間終了後も地域づくりに資するように企業へ向けて事業を継続して実施するものとする。

イ 新規雇用する失業者はコロナ禍等によるものを基本とする。

ウ 事業に占める新規雇用失業者の人件費の割合は2分の1以上とする。

また、新規雇用する予定の労働者の給与設定は県の労働実態調査や公共職業安定所などの求人募集賃金などを参考にするなど、地域の実勢を踏まえ適切な水準とする。

なお、人件費については、賃金、賞与、通勤手当等の諸手当のほか、社会保険料、雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担及び人件費に係る消費税を含む。